

実施方針 別紙 2 リスク分担表

本リスク分担表は、各項目に示すリスクの分担についての基本的な考え方を示すものである。詳細については、事業契約書(案)で明らかにする。なお、事業契約書(案)と重複する箇所については事業契約書(案)の規定が優先する。

1 事業期間全体に共通する事項

○:主たる負担者 △:従たる負担者

リスクの種類	リスクの内容	負担者	
		市	事業者
入札関連書類	入札説明書等の入札関連書類の誤り又は変更	○	
応募費用	応募費用に関するもの		○
契約締結	市の帰責事由による契約締結の遅延又は締結不能	○	
	事業者の帰責事由による契約締結の遅延又は締結不能		○
行政(施策変更)	市の政策転換による事業開始遅延、事業中断、事業契約解除等	○	
税制度	事業者の利益に係る税制度の新設、変更等		○
	上記以外のもの(消費税制度の変更を含む。)	○	
法制度	本事業に直接関わる法制度の新設、変更等(許認可・公的支援制度の新設、変更等を含む。)	○	
	上記以外のもの		○
許認可 (制度変更は法制度リスクに含む)	市の帰責事由による市又は事業者が取得すべき許認可の未取得、取得遅延又は失効	○	
	事業者の帰責事由による市又は事業者が取得すべき許認可の未取得、取得遅延又は失効		○
住民対応	施設の改修そのものに対する住民反対運動・訴訟・要望等に関する対応	○	
	上記以外のもの(調査・工事等、事業者の業務に対する住民反対運動・訴訟・要望等に関する対応)		○
環境問題	事業者の業務(調査、設計、改修及び維持管理等)に起因する騒音、振動、有害物質の排出、漏洩等に関する対応		○
第三者賠償	市の帰責事由による第三者への賠償	○	
	事業者の帰責事由による第三者への賠償		○
	上記以外の第三者の帰責事由による第三者への賠償(※1)	○	△
不可抗力	戦争、天災、暴動等の不可抗力による事業の中断又は中止に伴う設計、建設及び維持管理に係る費用の増加その他の損害(※1)	○	△
物価変動	物価変動に伴う事業者の負担費用の増減(※2)	△	○
資金調達	市の資金調達に関するもの	○	
	事業者の資金調達に関するもの		○
支払遅延	市の帰責事由による事業者へのサービスの対価の支払遅延・滞納	○	
要求水準未達	要求水準で定める水準が確保できていない場合に生じる追加費用等の損害		○
インフラ供給	市の帰責事由によるもの	○	
	事業者の帰責事由によるもの		○
	供給元等の第三者の帰責事由によるもの	○	
業務の一時中止	市の帰責事由による事業の一時中止	○	
	事業者の帰責事由による事業の一時中止		○
契約解除	市の契約不履行に起因する事業契約解除に伴う損害	○	
	事業者の契約不履行に起因する事業契約解除に伴う損害		○
	法令変更等、両者の帰責事由によらない事業契約解除に伴う損害(※1)	○	△

※1 内容に応じ、合理的な範囲を勘案して協議により市又は事業者が負担することを想定している。

※2 一定割合は事業者の負担、それ以上は市の負担とすることを想定している。

2 防災学習センターの設計・工事段階における事項

○:主たる負担者 △:従たる負担者

リスクの種類	リスクの内容	負担者	
		市	事業者
調査	市が実施した調査に関するもの	○	
	事業者が実施した調査に関するもの		○
設計変更	市が提示した条件の誤りや追加指示など、市の帰責事由による設計変更に伴うもの	○	
	事業者の判断の不備など、事業者の帰責事由による設計変更に伴うもの		○
工事費用増大	市が提示した条件の誤りや追加指示など、市の帰責事由による工事費用の増大	○	
	事業者の見積の誤りや下請業者又は雇用者の不正行為など、事業者の帰責事由による工事費用の増大		○
	建設工事に伴う地盤の沈下による工事費用の増大		○
工期遅延	市の帰責事由による工期の遅延	○	
	事業者(下請業者を含む。)の帰責事由による工期の遅延		○
計画変更	市の帰責事由による計画変更	○	
	事業者の帰責事由による計画変更		○
完工前の損害	市の帰責事由による施設の損害	○	
	事業者の帰責事由による施設の損害		○
	上記以外の第三者等の帰責事由による施設の損害 (※3)	△	○
工事監理	工事監理の不備によるもの		○
完工手続	完工手続に伴う諸費用		○

※3 内容に応じ、合理的な範囲を勘案して協議により市又は事業者が負担することを想定している。

3 維持管理段階における事項

○:主たる負担者 △:従たる負担者

リスクの種類	リスクの内容	負担者	
		市	事業者
大規模修繕費・維持管理費増大	市の指示による大規模修繕業務・維持管理業務の変更など、市の帰責事由による大規模修繕費・維持管理費の増大	○	
	事業者の計画や見積の誤りなど、事業者の帰責事由による大規模修繕費・維持管理費の増大		○
計画変更	市の帰責事由による事業実施条件の変更	○	
	事業者の提案・要望による維持管理業務の変更		○
施設・設備機器の劣化	事業者の帰責事由による(適切な維持管理、業務を怠った等)施設・設備機器の劣化		○
供用開始の遅延	市の帰責事由による供用開始の遅延	○	
	事業者の帰責事由による供用開始の遅延		○
施設損害	市の帰責事由による施設の損害	○	
	事業者の帰責事由による施設の損害		○
	上記以外の第三者等の帰責事由による施設の損害(※4)	○	△
利用者事故	市の帰責事由による施設利用者の事故	○	
	事業者の帰責事由による施設利用者の事故		○
事業の終了手続	本事業終了時における施設の性能確保及び事業期間終了に伴う業務移管等の事業者が実施すべき事業の終了手続に伴う諸経費		○
	事業者が実施すべき事業の終了手続の不備による損害		○
製品調達	提案時の製品が廃盤などにより調達困難となった場合における大規模修繕費の変動(※4)	△	△
技術革新	技術革新に伴う大規模修繕業務・維持管理業務の変更などによる、大規模修繕費・維持管理費の変動(※4)	△	△

※4 内容に応じ、合理的な範囲を勘案して協議により市又は事業者が負担することを想定している。